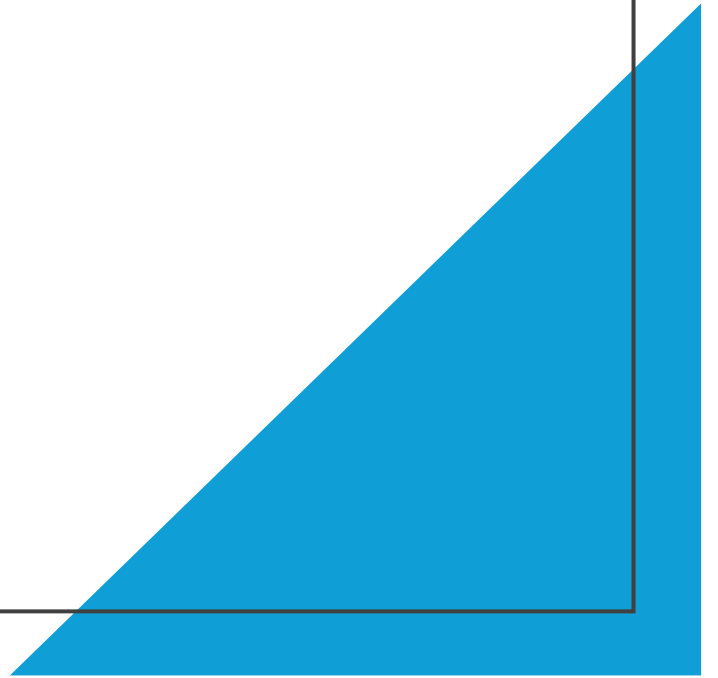


第2回 前島のぶながタウンミーティング

- 令和7年9月26日（金曜日）
- 午前10時30分から午前11時30分
- 場所：西宮市大学交流センター講義室2
（アクタ西宮 東館6F）



本日の予定

- 10:30から10:40 ご挨拶
- 10:40から11:10 振り込め詐欺対策と消費者被害について
- 11:10から11:30 質疑応答（西宮市政全般を含む）

特殊詐欺の現状

特殊詐欺：振り込め詐欺（オレオレ詐欺）、キャッシュカード詐欺、還付金詐欺、架空料金詐欺、投資詐欺、ロマンス詐欺 など・・・

令和6年度（通年・確定値） 認知件数 21,043件 被害額 約718億円

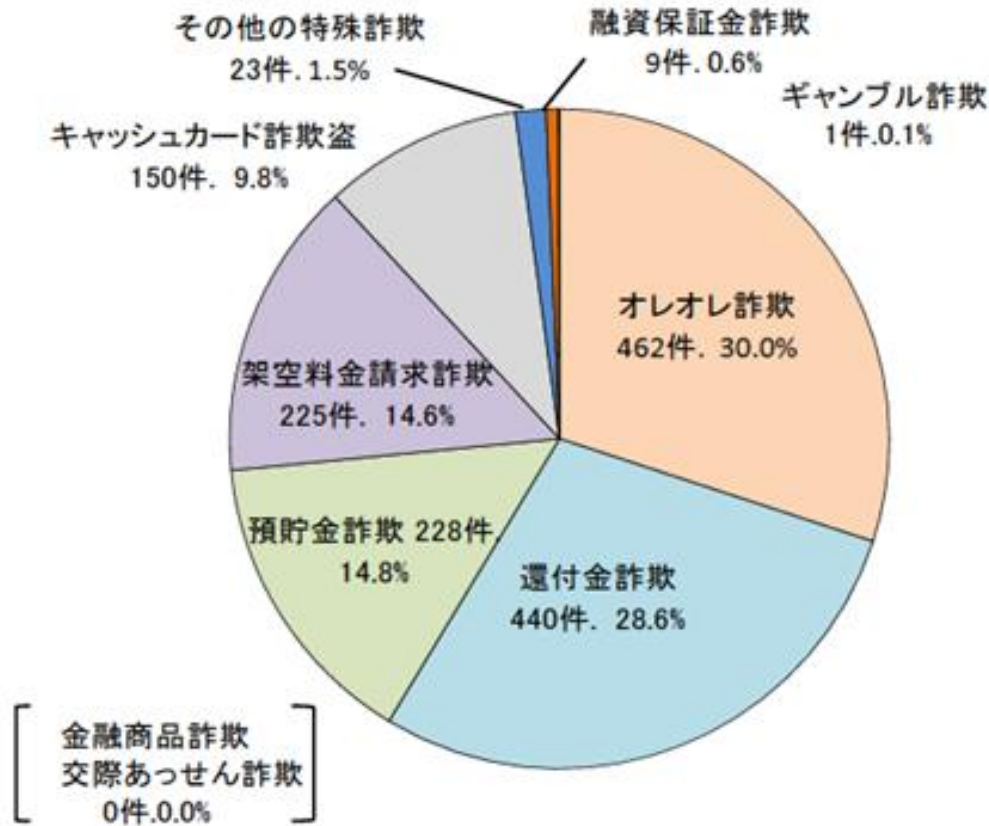
令和7年7月末 （暫定値） 認知件数 15,583件

- ・（前年同期比＋4825件 ＋44.9%）
- ・被害額 722億円（前年同期比＋437.7億円、＋153.9%）

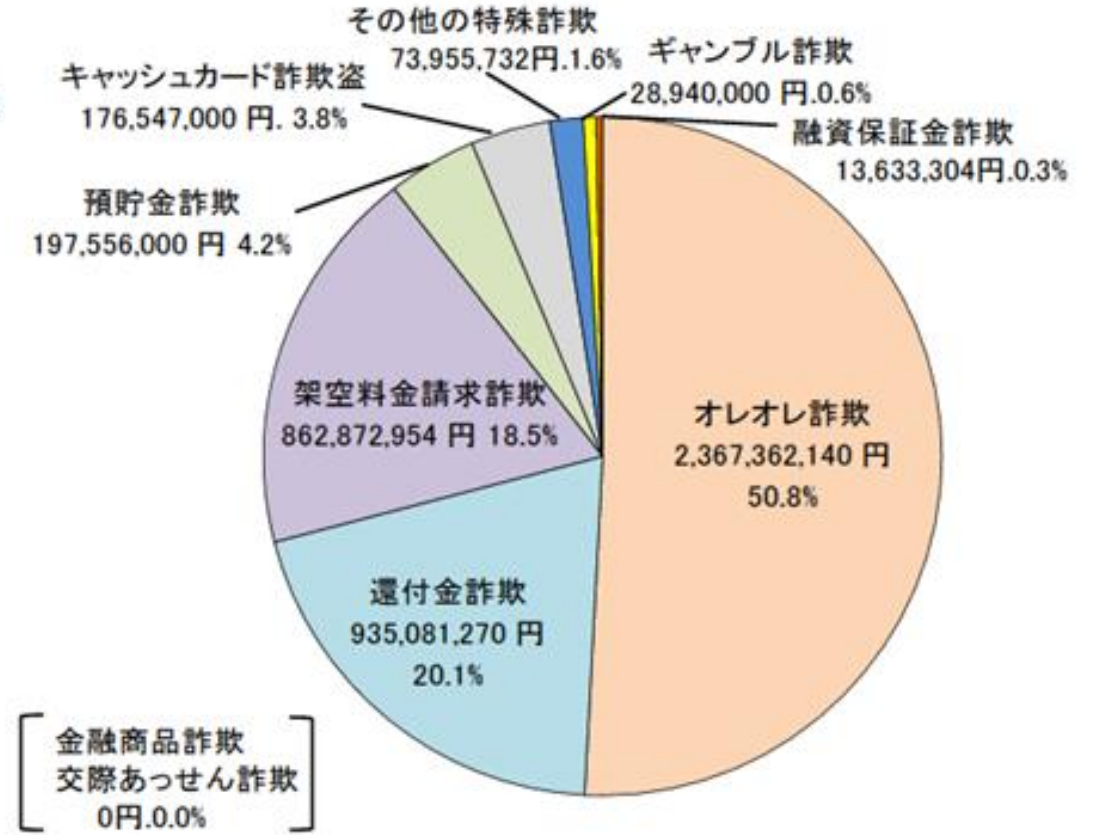
※被害額は、過去最悪だった前年の年間被害額を令和7年7月末時点で超えている

ウ 類型別の認知件数及び被害金額

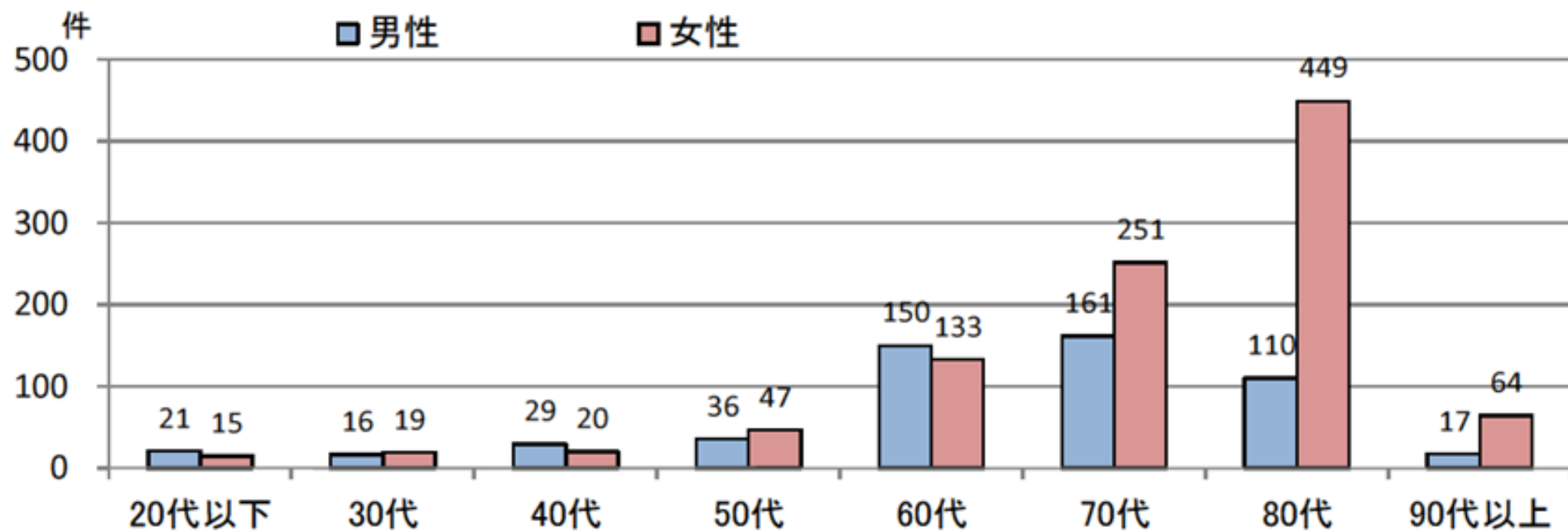
【認知件数 1,538件】



【被害金額 46億5,594万8,400円】



工 被害者（年代別・男女別）



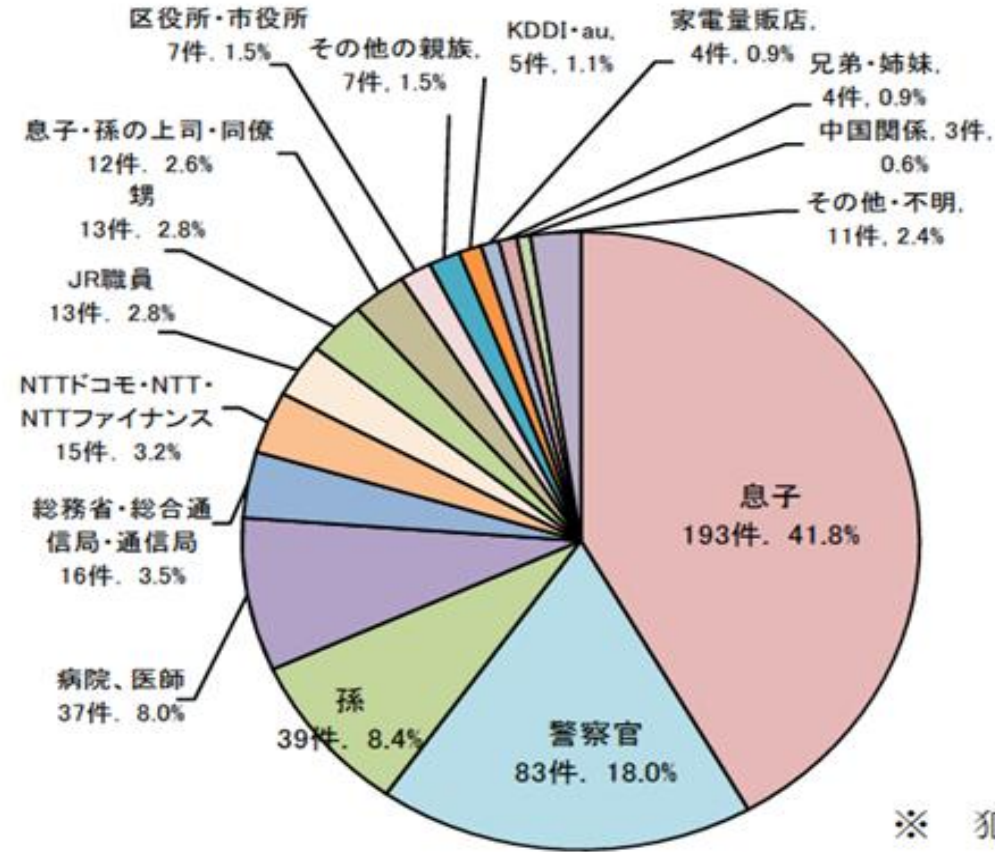
※警視庁特殊詐欺対策本部

振り込め詐欺

：親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）手口

ウ 欺罔者(登場人物)別

【オレオレ詐欺の認知件数 462件】



※ 犯人が最初に騙った人物を計上

【オレオレ詐欺の主な手口】

○ 鞆を無くした（損失補填金等）

親族等を装い、「病院、駅、喫茶店のトイレ等に会社で必要な大事な物（小切手等）が入った鞆を置き忘れて（盗まれて）困っている。」等とうそを言い、現金等をだまし取る手口

○ 会社の大事な書類等の送り先を間違えた（損失補填金等）

親族等を装い、「会社で使う大事な書類又は荷物、郵便物などの送り先を間違えてしまい、お金が必要になった。」等とうそを言い、現金等をだまし取る手口

○ 会社の金を使い込んだ

親族等を装い、「会社のお金を使って株又は投資に失敗してしまった。今日、監査が入る。穴埋めのお金を貸してくれないか。」等とうそを言い、現金等をだまし取る手口

○ 『偽札』にすり替えられている

警察官等を装い、「犯人を逮捕しました。あなたの家に侵入して、お金を偽札にすり替えたようです。お金を確認するため、警察官を自宅に向かわせます。」等とうそを言い、現金等をだまし取る手口

○ あなたは事件の『容疑者』となっている

警察官や検察官を装い、「あなた名義の銀行口座が犯罪に使われ、あなたは事件の容疑者となっている。」等と架空の事件に巻き込み、逮捕されないための保釈金や銀行口座を調査する名目で、犯人の管理する口座に現金を振り込ませる等して、現金等をだまし取る手口

★最近急増しているニセ警察詐欺

- 認知件数 5,757件（特殊詐欺全体の36.9%）
- 被害額 481.9億円（特殊詐欺全体の66.7%）
 - 若年層も対象になる
- 犯人側が「守秘義務が課せられている」などと被害者を脅すことで、周囲に相談できない状況を作って孤立させ、被害に気付きにくい状況を作成
- 「逮捕を免れるためには全財産を調べる必要がある」などと資金調査を名目とし、被害者の全財産をだまし取ることで、被害額が高額化

預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺

：県や市区町村などの自治体や税務署の職員などと名乗り、医療費などの払い戻しのためにキャッシュカードの確認や取替の必要があるなどの口実で自宅を訪れ、キャッシュカードをだまし取る詐欺

- キャッシュカードの確認・取替が必要だと信じ込ませた上で、その後、銀行協会等を名乗る犯人から電話があり、「キャッシュカードを取りに行く」「手続きのため暗証番号を教えてください」などと情報を要求
- 警察官などと偽って電話をかけ「キャッシュカード(銀行口座)が不正に利用されている」「預金を保護する手続きをする」などとして、嘘の手続きを説明した上で、キャッシュカードをすり替えるなどして盗み取る

還付金詐欺

- 自治体、税務署、年金事務所の職員などと名乗り、医療費・保険料の過払い金や、一部未払いの年金があるなど、お金を受け取れるという内容の電話をかけてくる。
- 被害者が犯人の指示通りにATMを操作すると、実際には犯人側の口座にお金が振り込まれるという詐欺

※払い戻しには期限があると焦らせる

架空料金請求詐欺

：インターネットサイト事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で、携帯電話にショートメッセージ(SMS)が送られたり、法務省や裁判所などの名称で自宅にはがきを送付されることにより、実際には使用していない料金を支払わせようとする詐欺

→被害者が本文に記載された電話番号に電話をかけると、
「払わなければ裁判になる」「今日払えば大半が返金される」
などと言われ、払ったほうが良いと思い込まされる。

SNS型投資詐欺

- 認知件数は過去最多 被害額は過去2番目に多い
 - ・ 認知件数875件（前月比+251件、+40.2%）
 - ・ 被害額113.4億円（+34.2億円、+43.1%）と大幅増加
- 「Instagram」「YouTube」が大幅に増加
- 当初接触手段は、「バナー等広告」「ダイレクトメール」

SNS型ロマンス詐欺

- 認知件数・被害額は前年同期比で大幅増加
 - ・ 認知件数2,927件（前年同期比+1,029件、+54.2%）
 - ・ 被害額278.5億円（+77.0億円、+38.2%）と前年同期比で大幅増加

※警視庁 特殊詐欺対策ページからの数字

高齢者の消費者被害について

- 高齢者には「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安

→悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を狙う。

→高齢者は自宅にすることが多いため、電話勧誘販売や家庭訪販による被害にあいやすい。

電話勧誘販売

：販売業者が消費者宅などに電話し、商品やサービスを販売する方法
→強引な勧誘、身分を偽っての勧誘、虚偽説明、説明不足など

例：カニなど海産物の購入を強引に勧める電話

- 電話勧誘を受けた際に海産物の購入を断っているにもかかわらず、事業者から一方的に送ると告げられて電話を切られるケース
- 着信番号を変えて何度も電話をしてくるケース
- 突然海産物が代引配達で届き、同居している家族が代金を支払ってしまったというケース

(対処法)

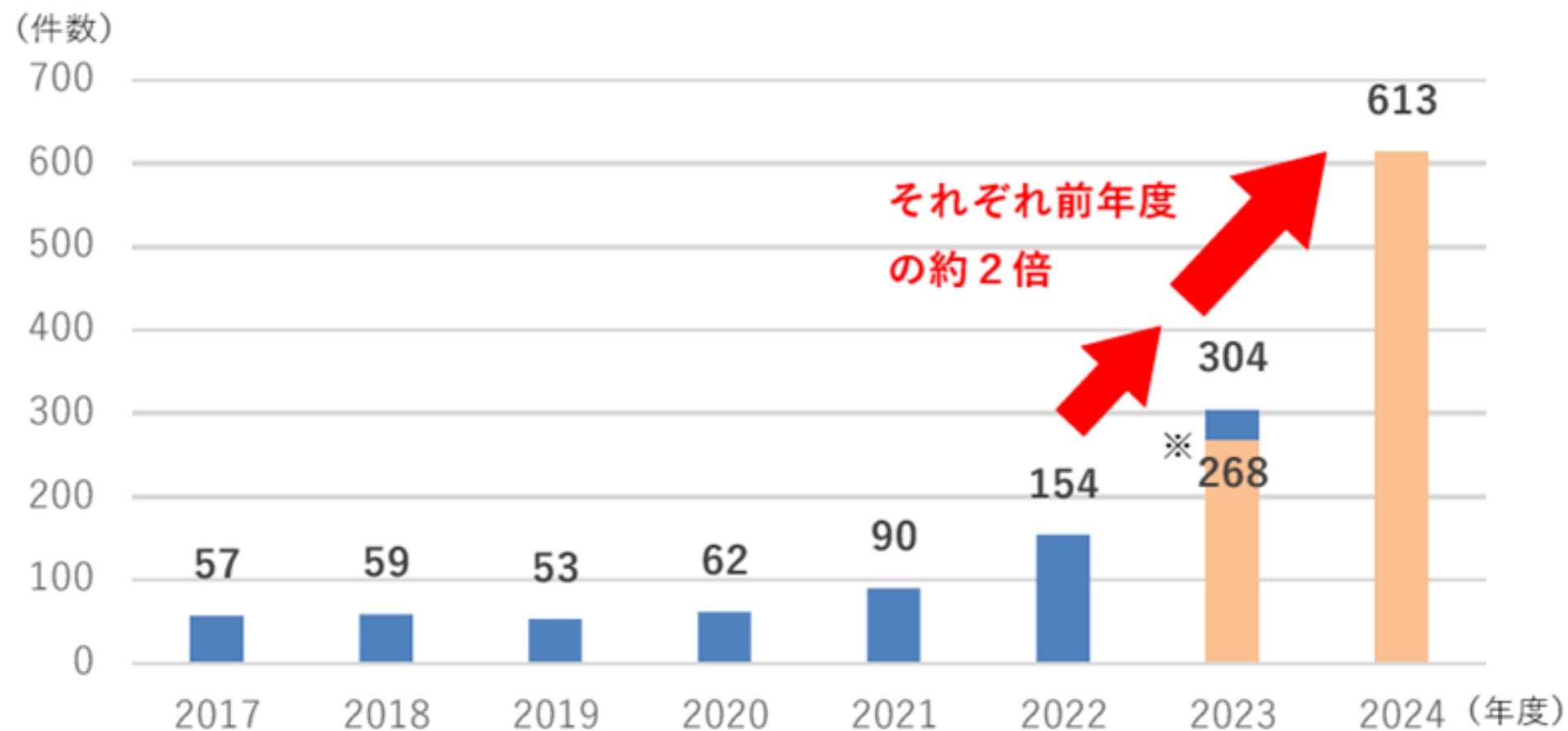
- きっぱりと断る
- 断ったにもかかわらず、一方的に代引配達で商品が届いた
→受け取りを拒否
- つい契約をしてしまった、代金を支払い商品を受け取ってしまった場合
→クーリング・オフにより事業者に対し返金を求める
※特商法の電話勧誘販売→書面受取日から8日以内 書面・メールで
- 消費者ホットライン：「1 8 8 (いやや!)」番
- 警察相談専用電話：「# 9 1 1 0」番

家庭訪販

：販売業者が消費者宅を訪問し、商品やサービスを販売する方法
→消費者が要請していないにもかかわらず、販売業者が家庭を訪問

- 「事業者から太陽光発電設備の点検は義務化されていると言われた」「太陽光パネルの無料点検をすると電話があり、点検したら高額な契約を勧誘された」
- 「自治体から委託された」という業者の点検後に温水器の交換が必要といわれた
- 「無料点検」といわれ依頼したが、新しい給湯器への交換を勧められ契約したので解除したい

図1 PIO-NET⁴における「太陽光発電システムの点検商法」に係る相談件数の年度別推移



※2023年度同期件数（2024年3月31日までのPIO-NET登録分）は268件。

図1 PIO-NET²にみる給湯器の点検商法に関する年度別相談件数の推移



※2022 年度同期件数（2022 年 12 月 31 日までの PIO-NET 登録分）は 346 件

(対処法)

- 訪問販売→契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ可能
※契約書に不備がある場合→期間は経過しない
- 契約の重要部分に事実誤認がある場合は、気づいてから1年間又は契約締結時から5年間取消が可能

インターネット通販

次々販売

- ：一人の消費者に次から次へと契約させる商法
 - ・ 同じ商品または異なる複数の商品を次々に契約させるケース
 - ・ 複数の業者が次々に契約させるケース
- ・ 着物の次々販売 展示会に誘われて・・・
- ・ 悪質リフォーム業者

見守り 新鮮情報



展示会に誘われて... 着物の次々販売に注意

一人暮らしの母親が、呉服店から展示会に誘われ、次々と高額な契約をしていることが分かった。購入した着物やジュエリーなどは、ほとんど未使用の状態でダンスにしまっている。毎月のクレジットカード会社への支払額が総額30万円を超えており、年金収入だけの母親にはとても支払えない。母は腰が曲がっており着物を着られる姿勢ではないし、必要でもなかったが、断れず契約していたようだ。解約したい。(当事者:60歳代)

【事例1】突然訪問した業者と2週間で総額約600万円のリフォーム工事を次々と契約

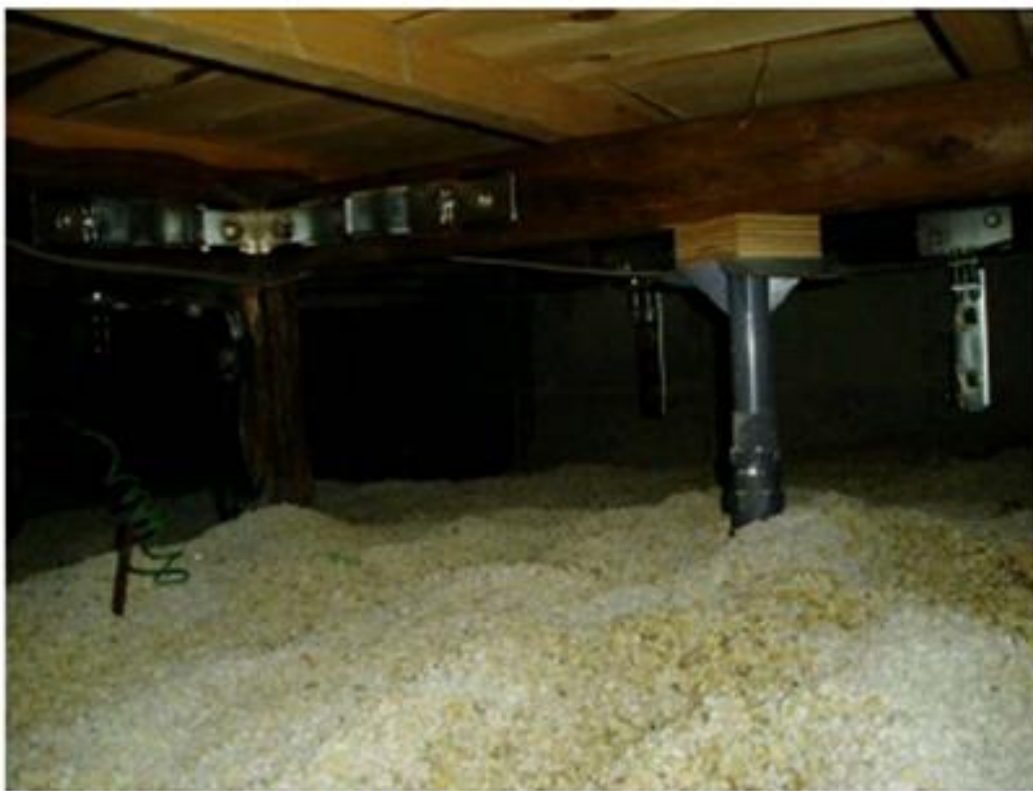


棟瓦を固定するための針金が撤去されていた

瓦と瓦が重なった部分にコーキング処理がされていた

写真①：漆くい工事と瓦のコーキング処理
がされた屋根

【事例 2】 認知症の高齢者が 6 年間で 4 7 件、総額約 1 5 7 0 万円のリフォーム工事を 1 8 の業者と契約



写真⑤：合成樹脂製床束の設置、金物の取付、調湿剤の敷設



写真⑥：金物の取付、攪拌機の設置



写真⑦：金物の取付、調湿剤の設置



写真⑧：攪拌機および換気扇の設置

見守りと気づきのポイント

- 不審な契約書や請求書、宅配業者からの不在通知などはないか
- 不審な健康食品、魚介類などはないか
- 新品の布団など、同じような商品が大量にないか
- 屋根や外壁などに不審な工事の形跡がみられないか
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか
- 本人の言動や態度など
- 不審な電話やメールのやり取りなどはないか
- お金に困っている様子はないか
- 預金通帳などに不審な出金の記録はないか

＜身近な高齢者を守るために＞

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、不審な人間が出入りしていたり、困った様子があるか、がえたりしないか等、日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、身近にいる周りの方が変化にいち早く気づくことがとても重要です。消費生活センター等への相談は、家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも可能です。身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。